

# 第3回奈良公園植栽計画検討委員会

## 資料一

平成25年3月14日

# 目次構成

## 第1章 調査分析

1. 基礎条件の整理
2. 樹木等の調査
3. 景観評価
4. 課題の整理

## 第2章 計画の基本方針

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 計画区域
4. ゾーニング

第3回委員会資料(案)

## 第3章 植栽計画

1. 具体的な手法の検討
2. 植栽計画

## 第2章 計画の基本方針

# 1. 計画の目的

## (1) 計画の位置づけ

### 計画の位置づけ

本計画（奈良公園植栽計画）は、上位計画である「奈良公園基本戦略」「名勝奈良公園保存管理・活用計画」を受けて実施する計画である。

### ①「奈良公園基本戦略」の上位計画としての要点

#### 「基本方針」

県がトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や魅力の創出に努める。

※下線は加筆

#### 「基本方針実現に向けた3つの柱」

維持 : ① 価値を守る

利活用 : ② 魅力を活かす

取組体制 : ③ 県が主体的に取り組む

#### 「奈良公園植栽計画の策定」

- ・樹木の生長による眺望の阻害等に対応するため、奈良公園植栽計画を策定し、奈良公園周辺の植生を適切に維持管理する。

#### 「植生・植栽の維持管理」

- ・植生植栽などの管理水準の維持・向上に努め、再訪したいと思わせる快適な環境づくりを行う。

#### 【計画のあり方】

奈良公園植栽計画に基づいて県が直接事業実施する対象区域は、公園区域および県管理地とする。しかしそれ以外の区域についても、基本戦略の基本方針より、県はトータルマネジメントを行う立場にあることから、社寺や奈良国立博物館などと連携・協力して奈良公園一帯の価値を高め、魅力の向上・創出に努めるものとする。

## ②「名勝奈良公園保存管理・活用計画」の上位計画としての要点

### 名勝奈良公園保存管理・活用計画 基本方針

- 1 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、および公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。
- 2 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
- 3 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
- 4 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
- 5 関係社寺および地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
- 6 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。

※下線は加筆

### 植栽に関わる主な課題

- ・ナギやナンキンハゼ等の外来種の侵入による原始林の種組成の変化、多様性の劣化が懸念される
- ・古木の枯死・伐採による風致景観の変化が懸念される
- ・名木やいわれのある樹木の枯死・伐採
- ・公園周辺の低未利用地について、維持管理不足による樹林の繁茂や荒廃による景観への影響が懸念される
- ・境内地及び園地、庭園等の多様な土地利用が隣接する区域は、境界部分の樹林地や植栽の連続性及び視認性について景観的配慮が求められる

※下線は加筆

## 【計画のあり方】

名勝奈良公園保存管理・活用計画の基本方針において、名勝奈良公園の景観的特質や地域特性から、奈良公園の周辺地域も含めて総体として保存管理・活用に取り組む必要性が示されている。また、植栽に関わる主な課題の一つとして、「……多様な土地利用が隣接する区域は、境界部分の樹林地や植栽の連続性及び視認性について景観的配慮が求められる」とされており、公園区域と隣接する社寺等との連続性について配慮が求められている。

よって、奈良公園植栽計画では公園区域と隣接施設との連続性に配慮して計画を検討する必要がある。

## (2) 計画の目的

### 計画の目的

本計画は、奈良公園及びこれと一体となった区域(以下奈良公園一帯と称す ※1)の植栽(一部植生を含む※2)の目標と植物管理(※3)のあり方を定め、適切な植物管理を施すことにより、自然資源や歴史文化資源を守り、景観や公園利用の魅力を高めることを目的とする。

#### 【※1 奈良公園一帯の範囲】

上位計画である名勝奈良公園保存管理・活用計画において、“広く一般に認知されている奈良公園の区域”について以下の記述がある。

「いわゆる奈良公園として広く一般に認知されている区域は、名勝奈良公園および奈良県立都市公園奈良公園の区域のみではなく、春日大社、東大寺、興福寺等の隣接の社寺境内・奈良国立博物館・正倉院構内の一帯を包括する範囲であり、これらを含めた奈良公園の区域は約660haに達する。」

表1 「奈良公園」が示す範囲の概要比較

名称	管理者	面積 (ha)	名勝奈良公園	奈良県立都市公園奈良公園	一般的に認知されている奈良公園
県立都市公園奈良公園 (開設区域)	奈良県	502.38	○	○	○
吉城園(開設区域)	奈良県	0.74	○		○
春日大社境内	春日大社	93.00			○
手向山神社境内	手向山神社	2.64	○		○
氷室神社境内	氷室神社	0.89	○		○
天神社境内	天神社	0.38	○		○
瑜伽神社境内	瑜伽神社	0.79	○		○
東大寺境内	東大寺	35.68	○		○
興福寺境内	興福寺	7.81	○		○
奈良国立博物館構内	文部科学省	7.58			○
正倉院構内	宮内庁	9.01			○
依水園	(財)寧楽美術館	1.12	○		○
旧大乗院庭園	日本フォノカトラス	1.54			○
旧集落(水門町、高畑町 春日野町)	—	—	○		
計		663.56	—	—	—

出典:「奈良公園史」に加筆

この上表に右端欄の“一般的に認知されている奈良公園”の区域が奈良公園一帯に相当する範囲とみなし、この範囲を参考にして植栽計画の計画区域を設定する。

## 【※2 植栽と植生の表記について】

奈良公園の公園区域は西寄りの平坦部と東寄りの山林部に大別され、平坦部は整備によって作り出された植栽が大半を占めており、山林部は若草山の草地と自然林が大半を占める。本計画では奈良公園一帯で植物管理を行うべき植栽・植生が検討対象となるが、その大部分を植栽が占めることから、植生も含めて“植栽”と表記し、計画名は“植栽計画”と表記する。

## 【※3 植物管理について】

一般に植物管理（又は植栽管理）は植栽計画・設計の意図に基づいて、植栽地を構成している植物の育成・維持・保全を図ることにより、植栽の目的・機能を達成、維持するものとされている。本計画においては、奈良公園の植栽の役割や現状の課題を踏まえ、施肥や病害虫防除、剪定等の通常管理だけでなく、不要樹木の伐採・除去を行う密度管理や、枯死・衰退している樹木の植替更新、景観や利用の魅力度向上のための林相転換等も組み合わせて総合的に実施するものとし、これら総体を植物管理と位置づける。



## 2. 基本方針

### (1) 基本的な考え方

#### 1) 奈良公園の植栽の特徴

奈良公園の植栽は、類を見ない独特な特徴を持っている。植栽計画の検討にあたっては、この特徴を踏まえることが求められる。

#### 時間の積み重ねが作り出した植栽景観

…原始～平成に至る各時代の土地利用や植栽が骨格

奈良公園には多数の歴史・文化的要素や自然要素があるが、それらの要素は特定の時代でまとめられるものではなく、現在の植栽景観はこれまでの長い時間にあつた様々な出来事の積み重ねの結果できあがったものである。



原生自然を残す春日山原始林



奈良時代創建の春日大社



東大寺参道クロマツ(明治期植栽)



明治に改築・植栽した五十二段 (当時)



明治に築造された鷺池・荒池



昭和初年植栽のンキンハゼ



昭和42年に整備された荒池園地



平成元年整備の浮雲園地・



平成元年整備の春日野園地

※計画地内の時代区分は資料 i-2を参照

多くの文化財と一体となった植栽（一部植栽は文化財に含む）

…文化財である建築物や自然物、景観と一体となった植栽

奈良公園の植栽の多くは、文化財である建築物(国宝等)や自然(天然記念物等)、風致的景観(名勝等)と一体的な存在となっている。このため、植栽だけを取り上げて評価することは難しく、植栽の立地や歴史的な経緯、自然要素との関わり、景観構成要素としての役割など多様な観点から評価することが必要である。



大仏殿・鏡池前のマツ



二月堂前の良弁スギ(第15代目)・背景の自然林



南大門と若草山を借景に構成された依水園



浮雲園地から若草山への眺望景観



水谷川沿いのカエデ



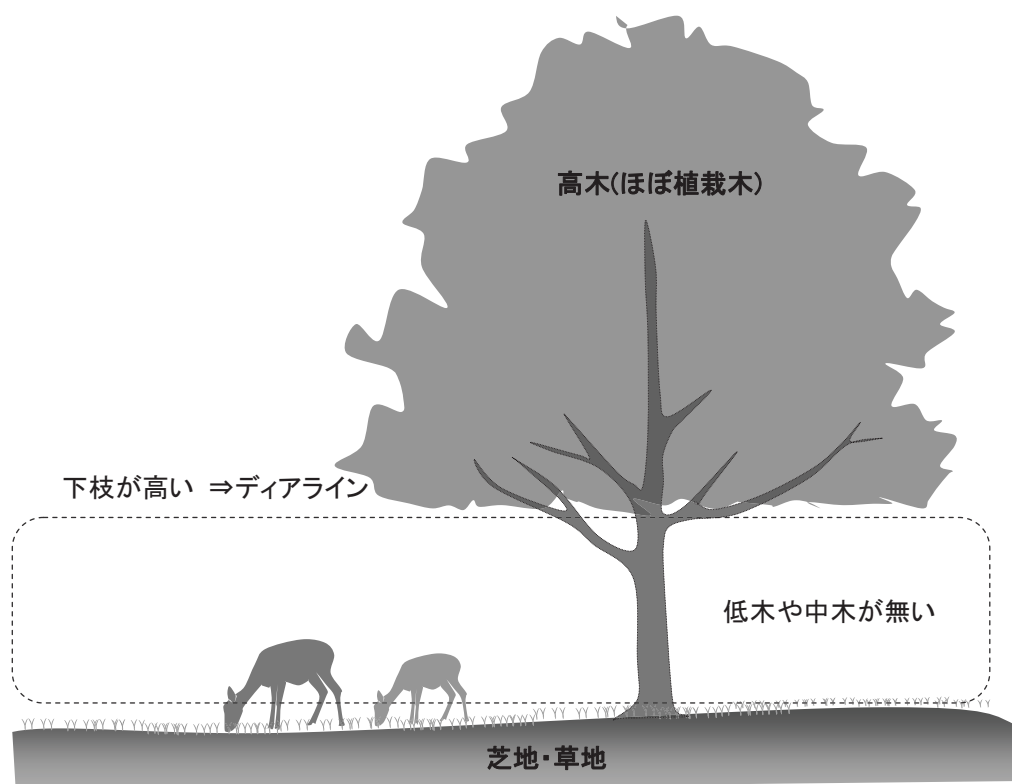
スギ林内のイチイガシの大木(市指定天然記念物)

## 人と鹿によって作り出された植栽

### …高木(植栽木)と芝地・草地で構成される植栽

奈良公園の植栽の大半は、人が植えたマツ、スギ、サクラ、カエデ、ウメ、サルスベリなどの高木と、山焼きにより維持している若草山の草地やシカが食すことで維持される芝地によって構成されている。通常の公園や園地で見られる中木や低木、草本は、シカが食すことにより失われ、わずかに見られる程度である。また、高木もシカが食すことにより、枝下の高さが約2mにカットされている。これらの結果、奈良公園一帯は極めて見通しが良く、緻密な芝地と高木だけで構成されるシンプルな植栽景観となっている。

これは、奈良公園の植栽景観の最大の特徴であり、また最大の制約条件でもある。植栽計画の検討にあたっては、このことをどのように捉え、活かしていくかが鍵となる。



●名勝奈良公園の特質

名勝奈良公園は、若草山や国指定特別天然記念物「春日山原始林」をはじめとする芝地や樹林地、森林、水辺を擁し、国指定天然記念物「奈良のシカ」や野鳥など多くの生物の生息環境を有していることが、自然的特質となっている。

名勝奈良公園は、また、平城遷都以降の長い時間の蓄積を感じさせる東大寺および興福寺等の社寺境内地を中心に有形文化財（建造物）や史跡等の指定文化財が集積するとともに、若草山焼きや東大寺二月堂修二会等の様々な伝統的な行催事を継承する場を擁していることが、歴史的・文化的特質として挙げられる。

さらに、猿沢池や春日野や浮雲などの園地が、大木に育った松、桜などの植栽樹木と相まって、美しい風致景観を多くの人々が享受できる場を提供してきたことは、国内有数の公園として類まれな特質をつくりだしてきた。

こうした自然的特質と歴史的・文化的特質、さらに公園的特質が融合して、若草山、春日山、御蓋山などの山並みを背景に、樹林や芝地、猿沢池や鏡池の水面、吉城川の流れ、興福寺五重塔や東大寺大仏殿等の風趣に富んだ歴史的・文化的建築物や工作物、さらに公園内を鹿が逍遙するさま、群れるさまや趣のある街なみなどで形成される独特の風致景観が、名勝奈良公園の他に類を見ない景観的特質である。



図 名勝奈良公園の特質

## ●名勝奈良公園の本質的価値

### 1. 古代からの優れた風致景観の地

平城京の東郊にあたる奈良公園の地は、『万葉集』の歌に多く詠まれる御蓋山、春日山、春日野をはじめ、古代より大宮人らの絶好の有楽逍遥の地として親しまれた。また中世から近世にかけて、『南都八景』の選定や名所・旧跡案内の流行などによって、春日社、東大寺、興福寺参詣や物見遊山的要素を含めた奈良見物が発達し、文人墨客の人気を博するなど、後の公園開設に至る優れた風致景観の観賞の場としての基盤が確立されてきた。また、江戸時代には、奈良奉行川路聖謨が首唱して町民有志とともに東大寺境内、興福寺境内を中心に桜や楓の数千株を植樹するなど、今日の奈良公園の風致景観は一朝一夕にして成ったものではなく、多くの人々の尽力によって受け継がれてきたものである。

このように古代から続く優れた風致景観の地であることが名勝奈良公園の本質的価値である。

### 2. 歴史的・文化的要素と自然的要素の融合する公園

奈良公園は明治13年（1880）の開設当初、興福寺境内地及びその周辺のみを区域とするものであったが、その後の公園拡大の過程において春日野、浅茅ヶ原の名勝地、東大寺、手向山八幡宮、氷室神社、天神社、瑜珈神社などの寺社境内地、若草山、春日山、花山、芳山に及ぶ広大な山野などを包括することとなる。

名勝奈良公園における興福寺、東大寺などの由緒ある社寺の堂塔の存在や伝統的な行催事が継承されてきたことは、平城遷都以降の当地の歴史・文化を象徴する重要な区域であることを示し、また春日山原始林は、都市に近い位置に残る原生的自然という極めて特殊かつ貴重な立地条件を備えている。

これら平城遷都以降の歴史を象徴する歴史的・文化的要素と、古来、守り継承されてきた豊かな自然的要素による、自然と人工の美の融合の妙が名勝奈良公園の本質的価値である。

### 3. 風致景観の充実と継承による「完善至美の公園」

奈良公園の誕生に際しては、当時官有地となり荒廃した旧興福寺地に、住民有志による花木植栽等の環境整備が行われたことが直接の契機となり、またその開設認可にあたって風致景観の破壊を厳しく制禁する付記がつくなど、当初よりその風致景観の保全に対する高い意識があった。

また、明治22年（1889）の公園地の拡張に際して、税所奈良県知事から内務・農商務両主管大臣に呈した公園地編入認可の上申書に「完善至美ノ一大公園ヲ作成」と記されたように、「どこをとっても完全で美しい公園」づくりが目標としてあげられたものであると考えられる。

さらに、明治22年の公園地の拡張は、観光の一大拠点を形成し、奈良県振興のシンボルとするという意図とともに、歴史・美術の観点から貴重な社寺境内地や山野を公園地指定とすることで、当地の維持保存を図るためのものであったことは特筆すべきことである。

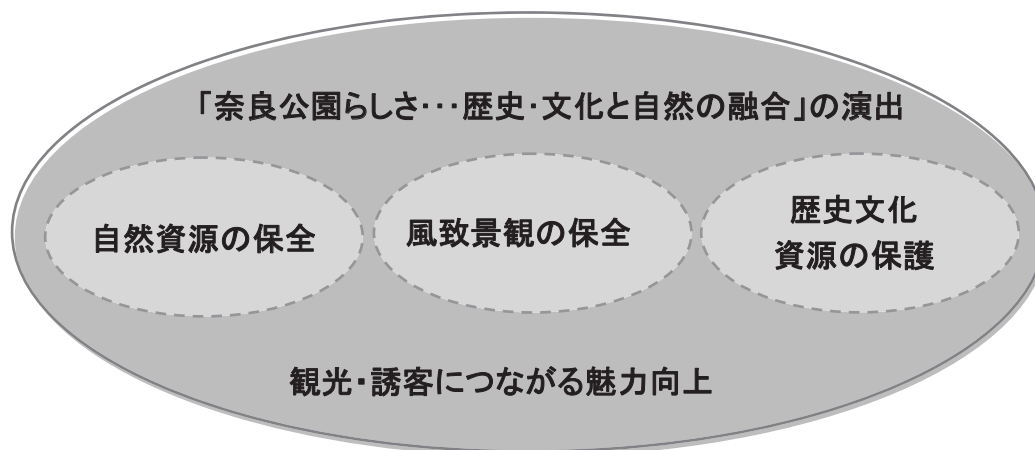
後の公園地整備に際しても、奈良公園改良計画（明治26年（1893））では自然地形の維持や植栽樹木への配慮等、現状保存を基本とするなど、その風致景観の維持と向上が図られた。

この風致景観に対する考え方は、公園球場（春日野運動場）（明治43年（1910））やプール（春日野水泳場）（昭和4年（1929））などの施設整備に際して、風致景観に配慮するなど、以降の公園近代化においてなお継承され、実践されてきた。近年では、なら・シルクロード博（昭和63年（1988））後の春日野園地・浮雲園地整備など、風致景観の維持向上の実践と継承もまた奈良公園の特質であり、奈良公園の本質的価値を考える上で重要な要件であると考えられる。

このように、風致景観の充実と継承によって作りだされた「完善至美の公園」を目標としてきたことが名勝奈良公園の本質的価値である。

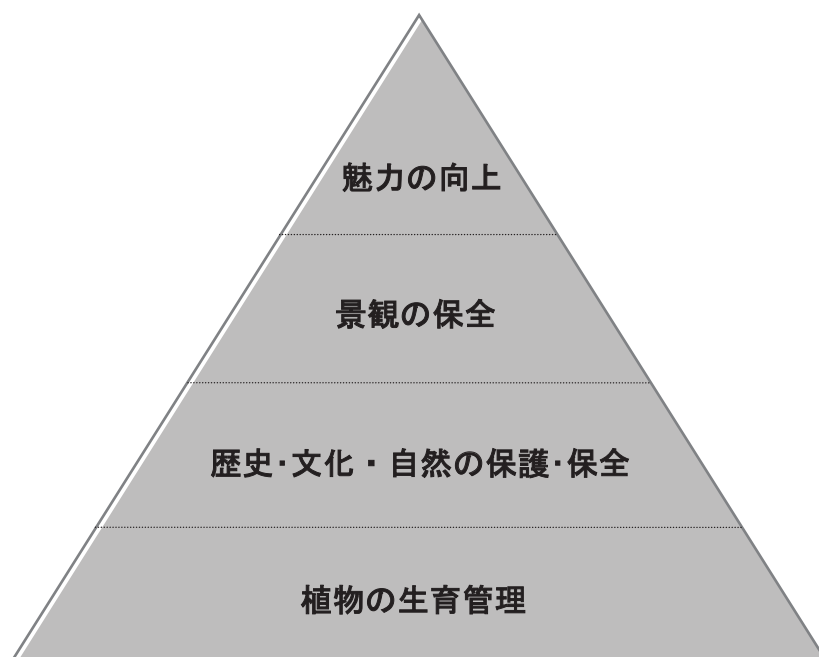
## 2) 奈良公園における植栽の役割

奈良公園において、植栽は5つの役割を果たしており、それらは下図のとおり相互に関わっている。植栽計画の検討にあたっては、この関わりを十分に踏まえることが必要である。



## 3) 植物管理に関する要素の関係性

植物管理は、「植物の生育管理」「歴史・文化・自然の保護・保全」「景観の保全」「魅力の向上」という4つの要素を総合的に検討する必要がある。その際に、下図の示すとおり下層に位置する要素が基礎となり上層に位置する要素の実現を可能にしているという関係性に配慮することが必要である。



## (2) 基本方針

### ●植栽計画の基本方針

#### 植物の適切な育成・管理・更新により、植物本来の魅力を引き出す

- ・ 樹木を適切に育成・管理をするため、樹木台帳や管理マニュアル等を整備する。
- ・ 問題のある植栽土壌や日照環境等の改善を図り、植物の健全な生育を促す。
- ・ 樹木の生育特性や寿命、土地条件、管理条件を勘案し、樹木更新を行う。

#### 奈良公園の歴史、文化、自然、景観を守るため、重要な樹木や樹林を保全する

- ・ 奈良公園の歴史、文化、自然、景観を保全するため、重要な樹木や樹林を計画的に保全する。
- ・ ナンキンハゼのうち自然生態系に悪影響を及ぼす可能性が高いものを駆除する。

#### 奈良を代表する眺望景観を保全するため、適切に植物管理を行う

- ・ 奈良を代表する景観を保全するため、景観の目標像を定め、適切な植物管理を行う。
- ・ 植物管理に伴う景観変化については、多様な観点から予測・評価して効果を高める。

#### 奈良公園の資源や特徴を活かし、魅力を引き出す植栽とする

- ・ 奈良公園を特徴づけている植栽(樹木及び芝地・草地)の充実を図り、積極的に活用する。
- ・ 奈良公園の庭園的性格を活かし、これに相応しい景観づくり(絵になる景色づくり)を行う。
- ・ 過密になった樹木や景観の調和を乱す樹木は、選別して除伐する。

### ●事業実施の基本方針

#### 奈良公園と周辺地が連携して、一体的な取り組みを行う

- ・ 奈良公園(平坦部)及び隣接県有地を対象区域として事業化に取り組む。また、東大寺、興福寺、春日大社、国立博物館などと連携して、一体的な植栽の整備・管理に取り組む。
- ・ 重要な樹木や樹林を適切に保全するため、樹木台帳や管理マニュアル等の共通化・共有化を図る。

#### 事業の目的や効果が広く理解されるように、事業手法や情報提供に配慮する

- ・ 本事業が広く理解されるように、植栽整備や植物管理の目的や内容を分かり易く伝える情報を発信する。
- ・ 新たな手法の植栽整備や植物管理は、モデル地区を設定して実施することにより、事業効果や事業に対する理解を得ながら進める。

### 3. 計画区域

#### 計画区域の考え方

- ・計画区域は、奈良公園の自然資源や歴史文化資源を守り、景観や公園利用の魅力を高めるために、植栽の目標と植物管理のあり方を定める必要がある区域とする。

#### (1) 計画区域

計画区域は、以下の考え方を満たす範囲とする。

- ① 「奈良公園（未開設区域含む）」、「吉城園（都市緑地）」及び隣接する県管理地を含むものとする。但し、奈良公園区域のうち、定常的な植物管理が必要とされていない山林は含めなくても良いものとする。（※特別天然記念物春日山原始林については、本計画とは別途に保存管理のための検討が進められている。）
- ② “広く一般に認知されている奈良公園”の範囲を基本とする。（前項参照）
- ③ 奈良公園一帯の利用や景観に大きな影響を与える植栽地を含むものとする。具体的には、観光に利用されている主要動線に接する植栽地（街路樹含む）や、重要な眺望景観に支障を与える植栽地、景観の阻害要素を遮蔽している植栽地等がこれに相当する。
- ④ 若草山から御蓋山に掛けての山並みは、公園内からの眺望景観の重要な視対象であることから、可視範囲（第一稜線）を計画区域に含むものとする。
- ⑤ 区域の線引きにあたっては、植物の保全に関わりが大きい法規制である「名勝奈良公園」「春日山歴史的風土特別保存地区」の区域や土地所有、道路、水路を参考とする。

#### (2) エリア区分

#### エリア区分の考え方

- ・計画区域内の植栽地は、それぞれの植栽地によって担うべき役割や水準に応じた計画とするために、次の3つのエリアに区分する。

**県事業エリア**：県が植物管理する範囲

**連携エリア**：県事業区域と一体的に植物管理すべき範囲

**調整エリア**：奈良公園一帯に位置する主要な植栽地で、上記以外の範囲



## 1) エリアの考え方

計画区域内の植栽地は、それぞれの植栽地の管理者や立地、土地利用などによって担うべき役割や水準が異なる。このため、これに応じた計画内容とするため、県事業エリア、連携エリア、調整エリアに区分する。

### ①県事業エリア

県事業エリアは、公園区域及び公園区域付近に位置する県管理地とする。公園区域には、未開設区域及び未買収区域を含むものとする。

県が植物管理を行う植栽地の事業項目は、本計画の全項目とする。

### ②連携エリア

連携エリアは、県事業区域と一体的に植物管理する必要があるところで、原則として事業項目は県事業エリアと同じとする。具体的な管理体制や管理方法については奈良県と当該区域の管理主体が協議・調整して設定するものとする。

### ③調整エリア

調整エリアは、公園等と一体的に植物管理を実施する必要性は高くないものの、ナンキンハゼ駆除や重要樹木の保全の事業項目については、公園等と協力して取り組むことが望ましいところとする。

## ●エリア別の事業項目

基本方針から主要な事業項目を整理し、各エリアで取り組むべき項目を設定する。

### エリア別事業項目

計画項目	県事業エリア	連携エリア	調整エリア
重要樹木・樹木の保全	○	○	△
自然生態系の保全 (主にナンキンハゼ対策)	○	○	○
景観の保全	○	○	—
魅力向上	○	○	—

凡例： ○主要項目 △必要に応じて取り組む項目 —対象外

## 2) エリアの範囲

### ①県事業エリア

計画区域内にある公園区域及び公園区域付近に位置する県管理地とする。

### ②連携エリア

連携エリアは、原則として以下の項目に該当する範囲とするが、最終的なエリアの決定は下記の検討結果により抽出した案を基に、当該エリアの管理主体と協議・調整して行うものとする。

#### i) 重要樹木の保全

名勝奈良公園内の古木や名木、いわれのある樹木などの重要樹木が枯死・伐採している問題は、公園区域だけでなく、名勝区域内の他の施設にも見られる。また、これらの重要樹木は春日大社や国立博物館など名勝区域以外の施設にも見られる。これらの重要樹木を保護・保全するためには、名勝の重要樹木に相応しい水準の植物管理が必要であり、それを実施するための管理マニュアルや樹木台帳等が必要である。

よって、県事業エリア以外で現時点において重要樹木の存在が把握されている範囲を連携エリアとして抽出する。

#### ii) 自然生態系の保全(ナンキンハゼ対策)

ナンキンハゼは、春日山原始林をはじめとする貴重な自然生態系への悪影響を与えるおそれがあるため駆除等の対策が必要である。この対策の効果を上げるためには公園区域や県管理地だけでなく同様の状況にある隣接施設と協調して対策を実施する必要がある。よって、自然生態系への悪影響を防ぐ観点からナンキンハゼを駆除すべき範囲を連携エリアとする。なお、ナンキンハゼによる悪影響が大きい範囲については、重点区域等の設定を検討する。

##### 【抽出範囲】

ナンキンハゼの種子散布により、付近に位置する貴重な自然生態系(特別天然記念物春日山原始林及びその周辺の山地樹林)に悪影響を与える可能性がある区域。(ゾーニング検討資料参照)

#### iii) 重要な眺望景観の保全

樹木生長が重要景観の眺望を阻害しているところは、公園区域の樹木や樹林だけではなく、他の施設にも見られる。これらの眺望景観を阻害している樹木や樹林を適切に管理するため、公園区域や県管理地だけでなく隣接施設を加え調査し、景観保全に配慮した植物管理を実施する必要がある。

よって、県事業エリア以外で重要景観を阻害するおそれがある樹木が存在する範囲を連携エリアとして抽出する。

#### iv) 奈良公園一帯の景観や利用の一体性・連続性

奈良公園の景観や利用は、公園区域だけでなく社寺や国立博物館等の隣接施設を加えた奈良公園一帯の地域全体で形づくられているものである。これらの隣接施設と公園区域は空間的に一体性・連続性が強く、植栽のみならず利用上も不可分である。奈良公園の景観や利用の質の維持・向上を図るためには、これらと一体的な取り組みを行う必要がある。よって、興福寺、東大寺、春日大社、手向山八幡宮、氷室神社、国立博物館、正倉院のうち、公園区域と一体性の高い範囲を連携エリアとして抽出する。

##### 【抽出範囲】

興福寺、東大寺、春日大社、手向山八幡宮、氷室神社、国立博物館、正倉院のうち、公園との一体性があり、一般に開放されているかもしくは観光利用に供されている範囲。

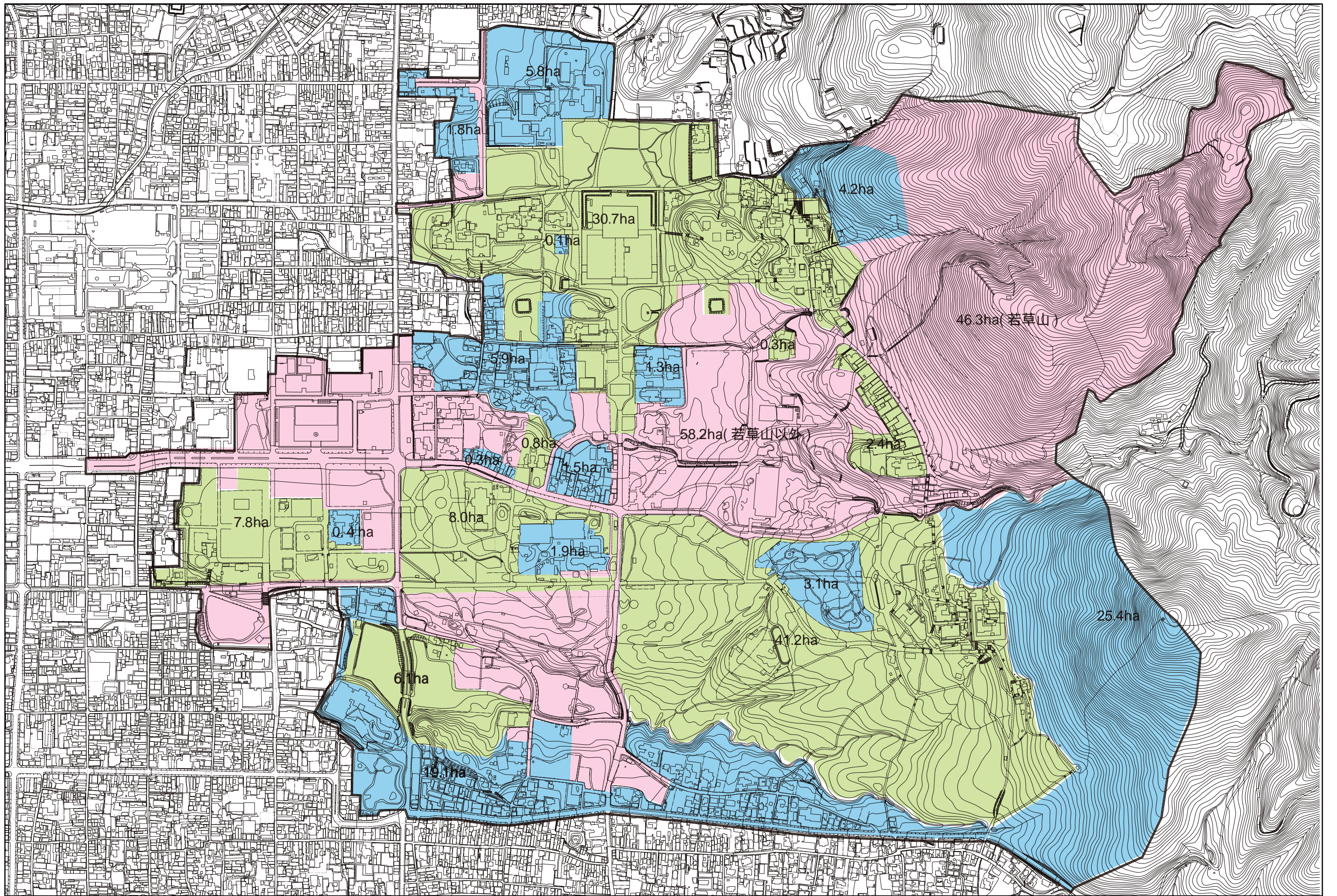
### ③調整エリア

調整エリアは、植物管理の手法や目的の独自性が高い土地利用のところや、塀等によって分離され奈良公園の利用者が立ち入ることが稀なところとする。また、県事業エリア以外の東部山林で定常的な植物管理の必要が無いところを含むものとする。

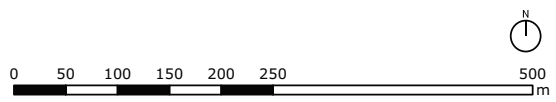
●計画区域・エリア 面積表

単位:ha

県事業エリア			連携エリ ア	調整エリ ア	計
平坦部	若草山	計			
58.2	46.3	104.5	102.3	65.8	272.6



272.6ha	計画区域
104.5ha	県事業エリア
97.3ha	連携エリア
70.8ha	調整エリア



計画区域・エリア区分図

## 4. ゾーニング

ゾーニングは、基本方針に基づいて計画内容を空間的に整理するために行うものであり、計画区域内を植栽の目的や目標像、植物管理の考え方等を踏まえて区分する。

### (1) ゾーニングの検討

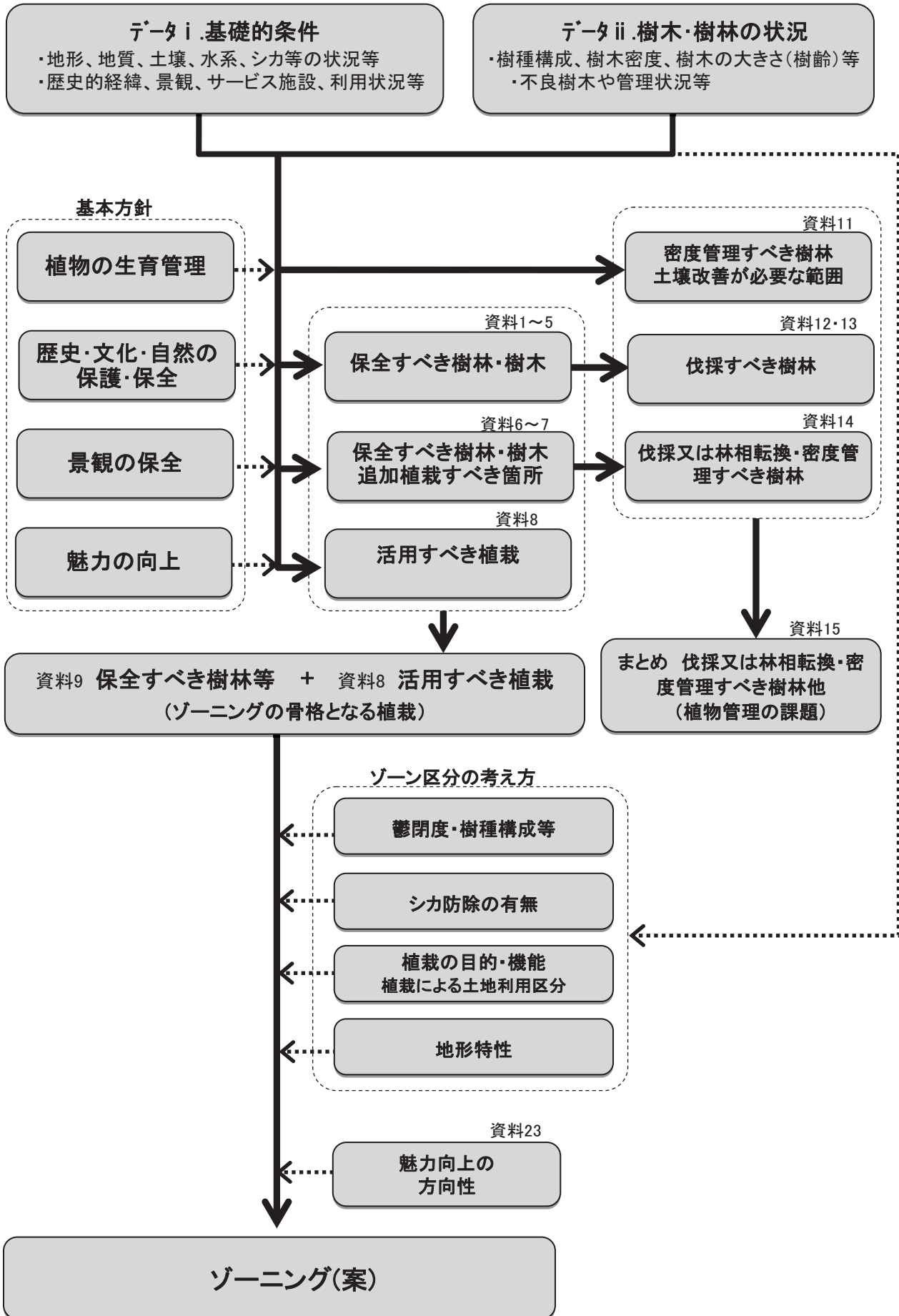
#### 1) ゾーニングの検討フロー

ゾーニング検討は、「データ i . 基礎的条件」と「データ ii . 樹木・樹林の状況」を基に、基本方針に示した「植物の生育管理」「歴史・文化・自然の保護・保全」「景観の保全」「魅力の向上」という4つの要素について現況を評価し、評価により抽出された課題を整理しゾーニングを導き出す。

#### ①データの概要

データ項目	データの概要
<b>データ i . 基礎的条件</b>	
<b>地形・地質・水系</b>	
尾根地形	尾根の位置を明示。
傾斜区分	公園利用が難しく、高木植栽が困難となる勾配30%以上の範囲を明示。
水系(小河川、池等)	計画区域内の河川、水路、池等を明示。
地質区分	平坦部の地質区分を明示。
<b>土地利用・植栽等による時代区分</b>	現在ある土地利用又は植栽が当初形成された時期によって時代区分した。
<b>来園動線・利用サービス施設</b>	
文化観光施設の分布	計画区域内の文化観光施設の分布を明示。
店舗の分布	計画区域及び周辺の飲食、物販、宿泊の施設を明示。
便益施設の配置	トイレ、休憩施設、主要駐車場を明示。
利用動線	利用動線の状況を明示。
<b>シカの行動・シカの侵入防除範囲</b>	
採食エリア・日中の休み場	昭和50年時のシカの行動調査結果に基づき記載。
シカ防除範囲	現在シカの侵入を防除している範囲を明示。
<b>主な法規制・天然記念物</b>	
都市公園 都市計画決定区域	左記の区域を明示。
名勝指定区域	同上。
歴史的風土保存地区	同上。
風致地区	同上。
天然記念物(樹林等)	特別天然記念物春日山原始林及び天然記念物春日神社ナギ林の区域を明示
市指定天然記念物(樹木)	奈良市指定春日大社境内イチイガン巨木群の位置を明示。
<b>景観</b>	
眺望を阻害する植栽	重要景観の視点場からの眺望を阻害する植栽(剪定済みのもの含む)
<b>データ ii . 樹木・樹林の状況</b>	
<b>重要樹木</b>	巨樹及びいわれのある樹木に関する資料に掲載された樹木位置及び状況を明示。また、大きな樹木で景観的に目立つ樹木を明示。
<b>鬱閉度区分・植栽の土地利用区分</b>	航空写真(2008年)を基にして鬱閉度により樹林を区分。樹林以外の緑地は土地利用で区分。
<b>高木の現況</b>	花木を除く高木樹林を主要な樹種構成により群区分し、各群の樹種構成、標準的な寸法、密度等を調査。
<b>花木類の現況</b>	サクラ類、カエデ類、ウメ、サルスベリ、ヤナギについて群区分し、各群の標準寸法、密度、樹勢等を調査。

## ②ゾーニングの検討フロー



## 2) ゾーニング区分

ゾーニング区分について述べる。

### ①ゾーニングについて（資料8・資料9 より）

ゾーニング検討資料の資料1～9までの内容をとりまとめると、以下のとおりとなる

- ・検討により抽出された「保全すべき樹林等」（資料9）は、特に重要な樹林・樹木であり、法制度による保護・保全の対象となっているものも多く含まれている。これらが計画区域の大部分を占めることから、ゾーニングは「保全すべき樹林等」を基にして検討を進める必要がある。
- ・検討により抽出された「活用すべき植栽」（資料8）は、奈良公園を特徴付けるとともに、魅力の核となり来園者を魅了する植栽である。これらが計画区域全体に大きく広がることから、ゾーニングは「活用すべき植栽」に着目して検討を進める必要がある。

以上の検討を踏まえて、ゾーニングは以下の考え方で行う。

**「既存植栽の大半が保全すべき樹林又は活用すべき樹林にあたる。よってゾーニングは、保全すべき樹林及び活用すべき樹林を基にして区分を検討する。」**

### ②ゾーン区分の考え方（データ i・ii より）

奈良公園の植栽構成は独特であることから、その特徴を整理し、これに留意してゾーン区分を行う。

#### ○シカ防除の有無を考慮する必要がある。

計画地の大半はシカの存在により低木や草本がごくわずかで、植栽は高木と芝地等で構成されている。しかし、庭園や施設内緑地、若草山の草地の一部はシカを防除しており、植栽構成が大きく異なる。

#### ○樹林は、高木層と小高木層に分けて検討する必要がある。

高木層は、主にスギやクロマツ、カシ類やニレ類などで構成されており、標準的な樹高10～20mである。（10m未満の高木の多くは剪定されている）これに対し小高木層は、主にサクラ、カエデ、サルスベリ、ウメ、シダレヤナギなどの花木類で構成されており、標準的な樹高は3～10mである。

この二つの層は、高さによって明確に区分される。また、両者は平面的に区分されている場合が多く、一部平面的に混在しているところでは、花木の日照不足を引き起こしている場合が多い。

○高木層のうち、クロマツは他の高木と区分して検討する必要がある。

鬱閉度の高い樹林は、ほとんどがスギやモミ、広葉樹等で構成されている。これに対し、鬱閉度の低い樹林はクロマツ林と花木林（小高木層）が多くを占めている。

以上のことから、ゾーン区分は以下の考え方で行う。

#### ●ゾーン区分の考え方 【下図参照】

ゾーン区分は、まず以下の要素によって大区分する。

「鬱閉度・樹種構成」

「シカの侵入防除の有無」

「植栽の目的・機能、植栽による土地利用区分(庭園等)」

「地形特性」

大区分されたゾーンとは別に、特に保全等について留意すべき範囲がある場合には、大区分されたゾーンの内部又はゾーンをまたがってサブのゾーンを設定する。

### ③ゾーニング区分

#### ○山林ゾーン

鬱閉度の高い樹林うち、東部の山林は比較的自然度の高い樹林で構成されており、傾斜地である。幾つかの林相は見られるが、いずれも自然樹林として原則として手をつけない樹林であり、目的・機能がほぼ同じと考えられることから一つのゾーンとする。

#### ○平地林ゾーン

鬱閉度の高い樹林うち、春日大社境内（平坦部）の樹林及びこれと連続する平坦部の樹林は、植栽・植林が起源の樹林地や二次林、河畔林などが混在している。いずれの樹林も放任もしくは粗放な管理状態に置かれているものの、日常的に来園者が間近に触れるところであり、必要に応じて追加植栽や天然更新のためのシカ防除対策などが実施されている。これらのことから、ある程度の管理を行う樹林として目的・機能が同じと考えられるので、一つのゾーンとする。

#### ○境内林ゾーン

鬱閉度の高い樹林うち、二月堂及び手向山神社の境内及び隣接する樹林は、境内林などとして植栽・植林が起源となる樹林である。樹林は、スギ、モミなどの針葉樹と常緑広葉樹で構成されているが、境内地の各要所にサクラ、カエデ、ウメ、サルスベリなどの花木類が配植され、景観演出に配慮されている。一部にスギの純林もあるが、全体としては一群として捉えることができることから一つのゾーンとする。



### ○クロマツ疎林ゾーン

クロマツは、興福寺から東大寺にかけての参道とその周囲に多く見られる。鬱閉度の他、歴史性、景観などの点で他の高木層と大きく異なることや、分布する規模や位置が特徴的であることから、独立したゾーンとする。

### ○芝地と花木林ゾーン

現況の花木林と芝地は重複もしくは隣接するところが多い。また花木の生育管理や景観演出を検討するにあたっては、この2つをあわせて検討する必要性が高いことから、花木林と芝地を一つのゾーンとする。

### ○草地ゾーン

若草山の草地・芝地は、平坦部の芝地とは異なり中茎草本から高茎草本が多い。またシカ防除しているところや立ち入り制限しているところがあるなど、植栽の目的・機能、利用、管理方法等も平坦部の芝地とは異なることから、独立したゾーンとする。

### ○庭園植栽ゾーン

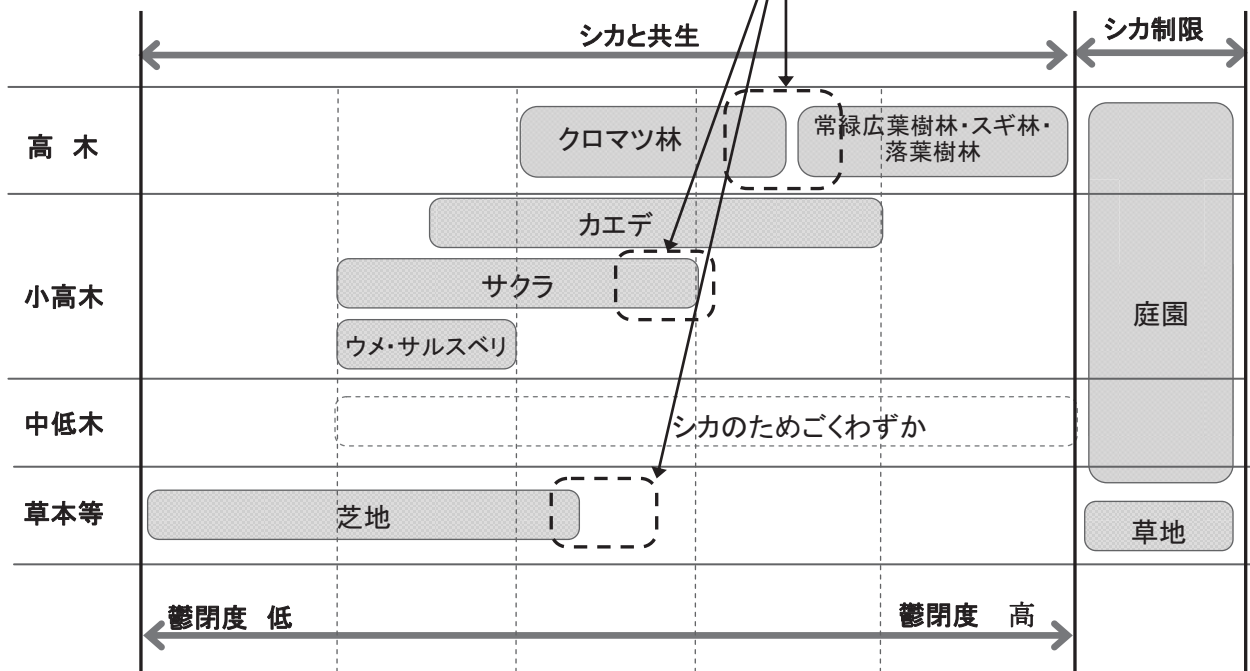
シカの侵入が防除されている庭園や施設のうち、規模が大きく利用も多いところについては、まとまりのある範囲を独立したゾーンとする。

### ○バッファーゾーン

公園外周の調整エリアは、緩衝機能が主体となることから、樹種構成や鬱閉度等については特に規定しないものとする。

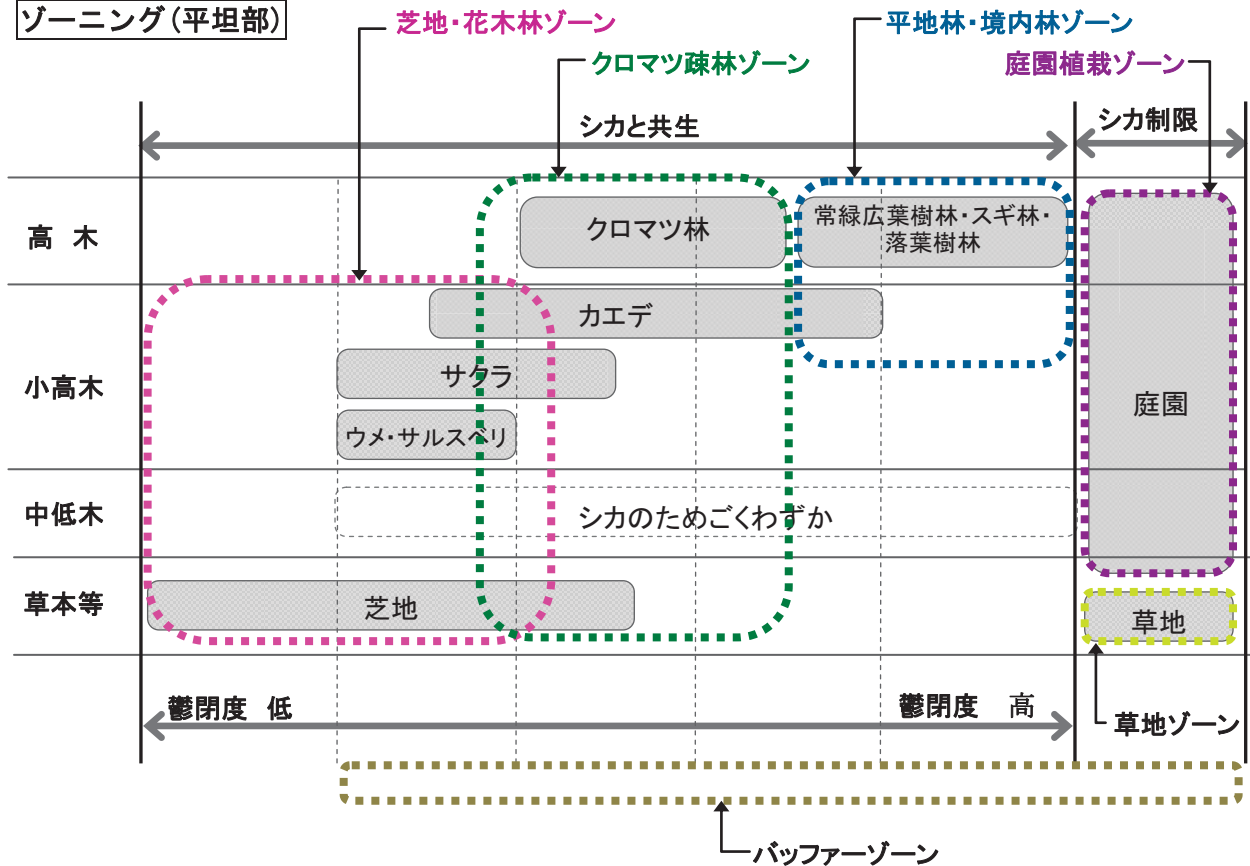
●ゾーニング区分の模式(平坦部)

現況植栽(平坦部)



過密な樹林や樹種・品種の混在を改善し、特徴が明瞭な植栽ゾーニングとする。

ゾーニング(平坦部)



## (2) ゾーニング

前述までの検討により、ゾーニングを下図のとおり設定した。